

報 第 1 号

専決処分報告について

（道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について）

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年（2025年）1月14日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 1 号

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の道路上（大字中田地内）で発生した自動車の事故に関し、
下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）1月6日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の塀の被害総額（44,000円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 44,000